

酒税法施行令等の一部を改正する政令要綱

一 酒税法施行令の一部改正（第1条関係）

酒類製造業等の相続の申告に添付すべき書類について、戸籍抄本のほか、一定の書類を認めることとする。（酒税法施行令第18条関係）

二 酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）の一部改正（第2条関係）

1 その蔵置場の設置許可を受けていた酒類の品目が、その定義の改正によって他の酒類の品目となる場合には、変更後の品目に係る蔵置場の設置許可を受けていたものとみなす経過措置を講ずることとする。（酒税法施行令等の一部を改正する政令附則第2条の2関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 この政令は、平成30年4月1日から施行することとする。（附則関係）